

ロンドン・アクション・プラン（LAP）概要資料

ロンドン・アクション・プランの概要

- ロンドン・アクション・プラン(LAP)は、2004年11月、ロンドンにおいて開催された「スパム対策執行に関するワークショップ(米国連邦取引委員会(FTC)と英国公正取引庁(OFT)が共催)」に参加した15カ国19機関が迷惑メール対策機関同士の情報交換等を行うことで合意し、定期会合の開催等を通じ連携を図っているマルチ会合。
- スпам法執行機関相互の意思疎通や協調、官民対話の促進を目的とし、28か国46の行政機関、12か国28の民間機関、4か国5のオブザーバが参加。
- 2005年以降、年1回程度の定期会合が持たれている。

メンバー国・地域

オーストラリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ
中国	キュラソー	デンマーク	フィンランド	ハンガリー
アイルランド	日本	ラトビア	リトアニア	マレーシア
メキシコ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェイ	ポルトガル
韓国	スペイン	スウェーデン	スイス	台湾
オランダ	英国	米国		

(注:その他、フランス、ドイツ、ロシアは民間機関のみ加盟)

これまでの開催地

第1回	2005年10月	ロンドン	第2回	2006年11月	ブリュッセル	第3回	2007年10月	ワシントン
第4回	2008年10月	ウィースバーデン	第5回	2009年10月	リスボン	第6回	2010年10月	メルボルン
第7回	2011年10月	パリ	第8回	2012年10月	ロンドン	第9回	2013年10月	モントリオール
第10回	2014年10月	東京						

事務局

米国(連邦取引委員会)、カナダ(産業省)、英国(公正取引庁)、日本(総務省)ほか